

事務連絡
令和4年2月22日

介護サービス事業所 管理者各位

江戸川区福祉部介護保険課
課長 安田健二

「業務継続計画（BCP）」の策定に関する調査について（依頼）

介護サービス事業所の皆様におかれましては、日頃より江戸川区の介護保険行政へのご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、介護サービス事業所においては、令和4年1月25日付厚生労働省令で発出された「事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「運営基準」という。）」の改定により、感染症や災害被害の発生時において、利用者に対するサービスを継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「BCP」という。）を策定し、BCPに従い、必要な措置を講じなければならないとされているところです。

（上記BCPには、人員・連絡体制、健康チェック、備蓄品確認、業務の優先度合いの確認等を含む。）

BCPの策定は運営基準において、令和6年4月1日から義務付け（令和6年3月31日までは努力義務）がされているところですが、昨今の新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、各事業所におかれましては早期の策定若しくは策定に向けた取組が必要だと考えられます。

つきましては、上記を踏まえ、現在の各事業所におけるBCPの策定状況について調査をさせていただきますので、下記のとおりご回答いただきますようお願いいたします。

ご多忙な折、大変恐縮ですが、介護サービス事業所の皆様におかれましてはご理解並びにご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。

記

対象事業所 特定施設入居者生活介護事業所（地域密着型含む）
認知症対応型共同生活介護事業所

回答期間 令和4年2月22日（火）～3月4日（金）

回答方法 「東京共同電子申請・届出サービス」による電子申請

（URL：<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1645487770264>）

【問い合わせ・担当】

江戸川区介護保険課指導係

03-5662-0892（直通）

担当：黒木・田中・吉野